

富山県手話施策推進協議会からのご意見を踏まえた手話の普及等に関する施策（素案 修正版）について

県手話言語条例 条文	現行の富山県障害者計画（第3次）における 手話の普及等に関する施策	富山県手話施策推進協議会のご意見を踏まえた 第4次富山県障害者計画における手話の普及等に関する施策（素案 修正版）	第4次計画での 該当項目（素案）
県の責務 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に、障害や障害者に対する正しい理解が広く浸透するよう、引き続き様々な取組を積極的に推進します。 ・「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた障害者差別解消法に基づき、国の基本方針を踏まえ、職員対応要領の策定や、相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に、障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、引き続き様々な取組を積極的に推進します。 ・【新】富山県手話言語条例に基づき設置した富山県手話施策推進協議会における協議等を通じて、<u>言語としての手話</u>に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。 ・【新】手話の普及等について、市町村、関係機関及び関係団体、聴覚障害者、手話通訳者等と連携し、協力して取り組みます。 ・「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた障害者差別解消法や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、職員対応要領の策定や、相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組みます。 	I 社会基盤 1 理解促進 I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 2 差別解消
相談及び意思疎通の支援体制の整備 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者及び聴覚障害者のコミュニケーション支援や相談援助のため、視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営を支援します。 ・手話通訳者の設置を行います。 ・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は基本的に市町村が実施しますが、県は、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、事業を実施します。また、手話通訳及び要約筆記の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行い、市町村域を超えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。 ・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者の派遣を推進し、聴覚障害者の学習活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【新】障害のある人が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、代筆、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害のある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。 ・視覚障害者及び聴覚障害者のコミュニケーション支援や相談等のため、視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営を支援します。 ・県に手話通訳者を設置します。 <p>(同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を推進し、聴覚障害者及び盲ろう者の学習活動を支援します。 ・【新】県に設置した手話通訳者等がインターネット回線を介して聴覚障害者に手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービスを試行的に実施します。 ・【新】ヒアリンググループや赤外線補聴システム等のコミュニケーション支援機器の設置に努めるとともに、関係機関等に設置や活用を働きかけます。 ・【新】聴覚障害者である乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図ります。 	I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション IV 社会参加 1 子どもの教育 I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション
手話による 情報発信等 (第9条 第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオカセット提供サービスを充実します。 ・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事のタウンミーティングにおいて、手話通訳者を設置します。 ・知事選挙、国会議員選挙に際して、点字・音声による選挙のお知らせの配布や政見放送手話通訳会の開催、政見放送における手話通訳・字幕の付与への支援等により、選挙権の行使が適切に行われるよう情報提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します。 ・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事のタウンミーティングにおいて、手話通訳者を設置します。ホームページに掲載する知事記者会見の動画に、手話通訳を表示します。 ・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすくわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。 	I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション

県手話言語条例 条文	現行の富山県障害者計画（第3次）における 手話の普及等に関する施策	富山県手話施策推進協議会のご意見を踏まえた 第4次富山県障害者計画における手話の普及等に関する施策（素案 修正版）	第4次計画での 該当項目（素案）
災害時等への 対応 (第9条 第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に障害者に対する避難誘導やボランティア活動がスムーズに行われるような体制づくりに努めるとともに、県の総合防災訓練において、障害者や支援者の参加により実践的な訓練を実施するなど普及啓発の推進に努めます。 ・各地域において、障害者などの要支援者と支援者の双方が参加した実効性のある防災訓練が実施されるよう、市町村に働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に障害のある人に対する避難誘導やボランティア活動がスムーズに行われるような体制づくりに努めるとともに、県の総合防災訓練などにおいて、障害のある人や支援者の参加により実践的な訓練を実施するなど普及啓発の推進に努めます。 ・各地域において、障害のある人などの要支援者と支援者の双方が参加した実効性のある防災訓練が実施されるよう、市町村に働きかけます。 	I 社会基盤 5 まちづくり
観光旅行者等 への対応 (第10条)		<ul style="list-style-type: none"> ・【新】ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めます。 	I 社会基盤 3 コミュニケーション
手話通訳者の 確保、養成等 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者及び要約筆記者の養成を行います。 ・手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成研修事業を実施する市町村が拡大するよう、市町村に働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。 (同左) ・【新】手話通訳者の健康維持に関して調査・研究を進めるなど、安心して働き続けられる環境整備に努めます。 	I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション I 社会基盤 3 コミュニケーション
事業者への 支援 (第12条)		<ul style="list-style-type: none"> ・【新】手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行います。 	I 社会基盤 3 コミュニケーション
手話を学ぶ 機会の確保等 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口で聴覚障害者の意思疎通が円滑に行われるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【新】手話の普及活動を行う団体等へ支援するなどにより、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図ります。 ・県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口で聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。 	I 社会基盤 1 理解促進 I 社会基盤 3 コミュニケーション
学校における 手話の普及 (第14条)		<ul style="list-style-type: none"> ・【新】学校教育全体を通して福祉教育の充実を図るとともに、地域や学校及び児童生徒の実態を踏まえ、手話の普及に努めます。 ・【新】手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。 ・【新】幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。 	I 社会基盤 1 理解促進 IV 社会参加 1 子どもの教育 IV 社会参加 1 子どもの教育
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者、聴覚障害者及び盲ろう者に対して、IT講習会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT（情報通信技術）講習やパソコン教室の開催などを通じて、障害のある人等の情報リテラシー（操作能力）の向上を推進します。 	I 社会基盤 3 コミュニケーション

<中途失聴者・難聴者に関する主な施策>

- ・【新】障害のある人が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、代筆、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害のある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。
(再掲)
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は基本的に市町村が実施しますが、県は、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、事業を実施します。また、手話通訳及び要約筆記の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行い、市町村域を超えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。
(再掲)
- ・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を推進し、聴覚障害者及び盲ろう者の学習活動を支援します。
(再掲)
- ・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。
(再掲)
- ・【新】ヒアリングループや赤外線補聴システム等のコミュニケーション支援機器の設置に努めるとともに、関係機関等に設置や活用を働きかけます。
(再掲)
- ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します。
(再掲)
- ・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事のタウンミーティングにおいて、手話通訳者を設置します。ホームページに掲載する知事記者会見の動画に、手話通訳を表示します。
(再掲)
- ・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすくわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。
(再掲)
- ・障害者総合支援法の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費に対して補助することにより、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を図ります。